知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成22年9月定例府議会提出に係る次の議案(平成22年11月25日及び同年12月8日追加提出分)について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成22年12月17日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員の報酬等に係る不当利得返還請求事件の控訴の件(平成22年11月25日追加提出分)

(条 例 案)

大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例一部改正の件 (平成 22 年 12 月 8 日追加提出分)

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

- 第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。
 - 六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項 を代決することができる。
- 第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。
- 2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告 し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件	名	概
非常勤若年	特別嘱託員	豊中市を相手方とする非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別
及び非常勤	特別嘱託員	嘱託員の報酬等に係る不当利得返還請求事件について控訴す
の報酬等に	係る不当利	るもの。
得返還請求	事件の控訴	
の件		

豊中市に対する非常勤特別嘱託員報酬等 不当利得返還請求事件の控訴の件

■ 原 告:大阪府

■ 被 告:豊中市(返還請求額:73,774,243円)

■ 提訴日:平成19年 5月18日(提訴の議決:平成19年2月定例府議会)

■ 判決日:平成22年11月19日(控訴期限:平成22年12月2日)

1 概要

大阪府が派遣した非常勤特別嘱託員(退職後再雇用した教員)を豊中市他 16 市町が学校教育に関する業務以外の業務(派遣目的外)に従事させたため、大阪 府が豊中市に対して不当利得の返還を求めたもの。

豊中市のみを対象に提訴したのは、住民監査請求及び住民訴訟を提起された案件であり、本件判決をもとに他市町へ返還を求めることとしたもの。

2 判 決

- (1) 判決主文の概要
 - ① 原告の請求をいずれも棄却する。
 - ②訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由

- ・本件要綱の解釈上、派遣嘱託員の業務範囲が「学校教育に密接に関連する業務」 に限定されるという原告の主張は採用できない。
- ・豊中市教委と大阪府教委との間には頻繁な人事交流があり、大阪府教委内の者 が派遣特嘱員の学校外施設への配置を全く知らなかったとは考え難い。
- ·派遣特嘱員が学校外施設へ勤務したことによる交通費過払額について、支給を 受けたのは各派遣特嘱員であり、被告が利得しているということはできない。

3 対 応

- ・この訴訟は、大阪府が豊中市に派遣した特別嘱託員の業務について、双方の主 張が対立し、司法の判断を仰ぐために提訴したものであり、また、本件判決が 未返還の他 16 市町(返還請求額: 213,227,392 円)へも多大な影響を与える ことから、控訴により上級審の判断を仰ぐ。
- ・このため、<u>11 月 25 日(木)の本会議に「訴えの提起(控訴)」についての議</u> 案を上程し、議決をお願いする。

【参考】

- ・非常勤特別嘱託員制度は、府教委が退職する府費負担教職員を非常勤特別嘱託員 として再雇用し、学校現場においてこれまで培ってきた教員としての能力や経験を 活かし、学校教育に対する援助を行うもの。
- ・本件は平成14年7月の住民監査請求に係る監査結果も踏まえ、府として豊中市に返還請求しているもの。

件名	概	要
大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例一部改正の件		ともに、府内全体の教育活動 的として、大阪府教育センタ 川高等学校)を設置するため、 校の一部を全日制総合学科に

大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例の一部改正の概要

教育委員会事務局 教育振興室高等学校課

教育委員	会事務局 教育振興室高等学校課
改正の理由	条例措置を要する理由
「大阪の教育力」向上プランに基づく府立高校のさらなる特色づくり推進事業において、教育関係職員の研修、教育に	地方自治法第 244 条の 2 第 1 項
関する専門的又は技術的事項の調査及び研究等を行う大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行う「大阪	の規定により、公の施設の設置は
府教育センター附属高等学校」(現 府立大和川高等学校)を設置することとし、所要の改正を行う。	条例事項であるため。
また、定時制多部制単位制高等学校の一部を全日制総合学科に改編することに伴い、所要の規定整備を行う。	政策アセスメント
改正の要点	・財政課と調整中
大阪府教育センター附属高等学校の設置及び府立高等学校の改編に伴う所要の改正	・大阪府教育センター附属高等学
1 大阪府教育センター条例(第二条関係)センターの事業に附属校との連係協力を追加	校の設置について、大阪府教育セ
2 大阪府立高等学校等条例(別表第一関係)	ンターと調整済
(1) 大阪府教育センター附属高等学校の項を追加	制度間調整の内容
(2) 大阪府立大和川高等学校の項を削除	・大阪府教育センター附属高等学
(3) 大阪府立能勢高等学校の所在地名の規定整備	校設置に伴う関係教育委員会規則
(4) 定時制(多部制単位制)普通科高等学校及び定時制(多部制単位制)総合学科高等学校の一部を全日制総合学科	の改正
高等学校に改編することに伴う府立高等学校の配列の変更	多部制単位制高等学校の改編に
施行予定時期	伴う関係教育委員会規則の改正
1 平成 23 年 1 月 1 日 (大阪府教育センター附属高等学校の設置に係る準備のため)	
2 (1) 平成 23 年 1 月 1 日 (同上)	
(2)規則で定める日(現在大和川高等学校第1学年の者が高等学校の課程を修了する等のために一定の期間を要す	・大阪の教育力向上プラン 基本方針2
る)	(重点項目5)
(3) 公布の日	・府立高校のさらなる特色づくり推進事
(4) 平成24年4月1日(定時制(多部制単位制)普通科・総合学科から全日制総合学科への移行のために一定の	業「教育センター附属研究学校」検討
期間を要するため)	状況 (報告書)
適用区分	・(多部制単位制高等学校の改編に関す
	る資料)
	1

大阪府条例第

する条例 大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例の 号 一部を改正

大阪 条例の 一部改正)

第一条 次の表の改正前の欄に場のように改正する。
・ 大阪府教育センター(大阪府教育センター) ンター条例 (昭和三十七年大阪府条例第五号) \mathcal{O} 部を次

示 す ように改正する。 掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

改正後	改正前
系及が協力に関するによっ 五 大阪府教育センター附属高等学校との連第二条 (略)	一—四(略)第二条 (略)
六 (略)	五 (略)

、大阪府立高等学校等条例 \mathcal{O} 部 改正)

第二条 次 のように改正する。 大阪府立高等学校等条例 (昭和二十三年大阪府条例第九十八号) \mathcal{O} 部

示すように改正する。 次 の表 の改正前の欄に掲げ る規定を同表の 改正後 の欄に掲げ る規定に傍線で

育活動を行うものとする。 育活動を行うものとする。 では、大阪府教育センター附属高等学校は、大	(略)	展高等学校 目 大阪府教育センター附大阪市住宅	校大阪府立大和川高等学((略)	名 称	別表第一(第一条関係)	改正後	
勝力の下に教 学校は、大	略) (略)	阪市住吉区苅田四丁	(略) 校		置 名 称	別表第一(第一条関係)	改正	
	(略)		略)	(略)	位置		前	

第三条

示す 次 ように改正する。 の 表 表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で大阪府立高等学校等条例の一部を次のように改正する。

改正後 改正前

								別
備考 (略)	(略)				大阪府立阪南高等学校	(略)	名称	表第一(第一条関係)
	(略)				(略)	(略)	位置	
								別
	備考 (略)	(略)	校	大阪府立大和川高等学	大阪府立阪南高等学校	(略)	名称	別表第一(第一条関係)
		(略	丁目	大阪市 住吉	(略)	(略)	位	

第四条

示すように改正する。 次 の表 表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で大阪府立高等学校等条例の一部を次のように改正する。

別表第 大阪府立能勢高等学校 (第一条関係) (略) 略 改正後 豊能郡能勢町上田 (略) 略 置 尻 別表第一 大阪府立能勢高等学校 名 (第一条関係) (略) 改正前 豊能郡能勢町下 略) 略 田 尻

第五条 大阪府立高等学校等条例 \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} ように改正する。

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

備考(略)	校大阪府立箕面東高等学」箕面市粟生外院五	大阪府立桃谷高等学校 丁目 大阪市生野区勝	学校 大阪府立和泉総合高等 和泉市富秋町	大阪府立咲洲高等学校 四丁目 大阪市住之江口	等学校 丁目 大阪府立東住吉総合高大阪市平野区喜	大阪府立成城高等学校 大阪市城東区	(略) (略)	名 称 位 …	別表第一(第一条関係)	改正後	
備考(略)	院五丁目	勝山南三 大阪府立東住吉総合高大阪市平野区喜連西二	一丁目 大阪府立成城高等学校 大阪市城東区諏訪三丁		喜連西二 大阪府立咲洲高等学校 四丁目 大阪府立咲洲高等学校 大阪市住之江区南港中		(略) (略)	置 名 称 位 置	別表第一(第一条関係)	改正前	

一 第三条の規定 規則で定める日規定は、当該各号に定める日から施行する。この条例は、平成二十三年一月一日から施附 則 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる

大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例(案)要綱

1 改正の理由

大阪府教育委員会は、平成21年1月に策定した「大阪の教育力」向上プランの中で、大阪府教育センター附属研究学校の設置について示し、平成21年6月に実施対象校を公表した。

この学校を設置し、大阪府教育センター(以下「センター」という。)の研究・研修機能と大阪府教育センター附属研究学校の教育活動とを直結させ、一体となって大阪の教育課題を踏まえた実践・研究を展開することにより、教員の指導力の向上を図り、府内全体の教育活動の深化・充実をめざすものである。

大阪府教育センター附属研究学校設置の趣旨を踏まえ、センターに隣接し効果的に事業目的の達成を図ることのできる、府立大和川高等学校を実施対象校とすることとし、開校は平成23年4月、学校名は大阪府教育センター附属高等学校(以下「附属校」という。)と決定するものである。

一方、定時制の多部制単位制高等学校(クリエイティブスクール)は府内に6校(府立箕面東高等学校、府立咲洲高等学校、府立桃谷高等学校、府立成城高等学校、府立東住吉総合高等学校、府立和泉総合高等学校)が配置されている。このうち、咲洲、成城、東住吉総合、和泉総合の4校については、II部はI部と比べると部や授業時間帯への生徒の満足度が低く、また生徒の四修制希望がほとんどなく定時制の課程である必要性が乏しい現状にある。

よって、咲洲、成城、東住吉総合、和泉総合の4校については、一層、生徒の実態に合わせた教育システムになるよう、1~8限を設定する全日制総合学科に改編する。また、多部制単位制高等学校6校のうち、府立咲洲高等学校は定時制(多部制単位制)普通科から全日制総合学科に、府立成城高等学校、府立東住吉総合高等学校及び府立和泉総合高等学校の3校は、定時制(多部制単位制)総合学科を全日制総合学科に改編する。なお、実施時期は平成24年度からとする。

上記の改編に伴い、大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例につき、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 大阪府教育センター条例で改正する規定

事業(第2条関係)

附属校を設置することにより、センターの業務に、教育に関する専門的又は技術的事項の調査及び研究について、附属校と直結し一体となった実践・研究を行うことが加わる。

そこで、第2条第1項に新第5号として、センターの業務として附属校との連係協力を示し、附属校において実践的な研究を行うことを定めるものである。(改正条例第1条関係)

(2) 大阪府立高等学校等条例で改正する規定

府立高等学校の配列(別表第1関係)

ア 府立大和川高等学校の次に、附属校の項を追加するとともに、備考に、附属校が教育の実践的研究を行う学校であることを明記し、

附属校は他の府立高等学校とは異なり、センターと一体となった教育活動を行う学校であることを示す。(改正条例第2条関係)

- イ 大阪府立大和川高等学校の項の削除を行う。(改正条例第3条関係)
- ウ 多部制単位制の高等学校6校については、別添の大阪府立高等学校等設置条例における高等学校等の配列の順序(抜粋)に従い、 配列を変更するとともに、大阪府立能勢高等学校についても、所要の規定整備を行うものである。(改正条例第4条及び第5条関係)

3 附属校の名称

全国初の教育センター附属の高等学校であることに焦点をあて、シンプルなネーミングとすることで、附属として新たに出発すること を強調した。教育センターと一体となり、教育センターの調査研究、研修機能を最大限活用して、大阪の教育課題の解決に資する「ナビ ゲーションスクール」として、新たな使命のもと、さらなる発展をめざすとの強い決意を込めている。

4 施行期日

- 2(1)及び(2)ア 平成23年1月1日(大阪府教育センター附属高等学校の設置に係る準備のため)
- 2 (2) イ 規則で定める日 (現在府立大和川高等学校の在籍者が高等学校の課程を修了する等のために一定の期間を要する)
- 2 (2) ウ 多部制単位制高等学校に係る部分 平成24年4月1日(定時制(多部制単位制)普通科・総合学科から全日制総合学科への 移行のために一定の期間を要するため)

大阪府立能勢高等学校に係る部分 公布の日(大阪府立能勢高等学校に係る所要の規定整備のため)

大阪府立高等学校等設置条例における高等学校等の配列の順序(抜粋)

(平成22年11月19日一部改正)

I 高等学校

1 課程・学科の別

- (1) 全日制(クリエイティブスクールを除く。)・全日制(クリエイティブスクール)・定時制(多部制単位制(クリエイティブスクール)を除く。)・定時制(多部制単位制(クリエイティブスクール))・通信制の課程の順とする。 ただし、定時制の課程又は通信制の課程を全日制の課程の高等学校に併置する場合は、全日制を基準とする。
- (2) 各課程における高等学校の配列は、次の設置学科の順とする。
 - ア 普通科
 - イ 農業に関する学科
 - ウ 工業に関する学科
 - エ 商業に関する学科
 - オ 家庭に関する学科
 - カ 国際文化科
 - キ 総合科学科
 - ク その他専門教育を主とする学科
 - ケ 総合学科
- (3) 2以上の学科を置く高等学校の配列順序は、主たる学科を基準とする。 また、学級数が同じ2以上の学科を置く高等学校の配列については、学校の名称、教育内容から判断して定める。

2 区(大阪市)、地区(府内)の配列

同じ設置学科については、次の行政区(大阪市内の各区、大阪府内の各地区)の順とする。

- (1) 大阪市内、府内各地区の順とする。
- (2) 大阪市内の各区の順序は、次の通りとする。

ア	淀川区	イ	東淀川区	ウ	中央区	エ	旭区
オ	都島区	カ	西淀川区	丰	城東区	ク	鶴見区
ケ	北区	コ	福島区	サ	此花区	シ	西区
ス	天王寺区	セ	港区	ソ	東成区	タ	大正区
チ	浪速区	ツ	生野区	テ	西成区	1	阿倍野区
ナ	東住吉区	=	平野区	ヌ	住之江区	ネ	住吉区

(3) 府内各地区の順序は、次の通りとする。

ア 豊能地区 イ 三島地区 ウ 北河内地区 エ 中河内地区

オ 南河内地区 カ 泉北地区 キ 泉南地区

3 設置年度順等の配列

- (1) 同一の行政区における設置学科の同じ高等学校にあっては、設置年度順とする。ただし、府内の各地区において既設校のある市町村に高等学校を設置する場合は、その市町村別に設置年度順とする。
- (2) 上記の(1)において、2以上の高等学校を同一年度に設置する場合は、それらを北から配列する。
- (3) 分校は、本校の次に配列する。同一の本校に属する2以上の分校の配列は、設置年度順とする。また、同一の本校に属する2以上の分校を同一年度に設置する場合は、それらを北から配列する。
- (4) 学科の変更、行政区の変更、設置者の変更によるもの(移管)、分校の独立及び移転による位置の変更等については、上記の関係条項を準用する。